

## 函館市居住支援協議会協力不動産店登録制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する体制を構築するため、住宅確保要配慮者の入居に協力的な事業者を登録し、当該事業者と函館市居住支援協議会（以下「協議会」という。）に参加する相談支援機関が連携して住宅確保要配慮者に民間賃貸住宅の情報を提供することについて、必要な事項を定めることとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅確保要配慮者 低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者、保護観察対象者等その他住宅の確保に特に配慮を要する者
- (2) 協力不動産店 協議会の目的に賛同し、相談支援機関と連携し、住宅確保要配慮者に民間賃貸住宅の情報を提供する事業者として、協議会に登録した者（以下「協力店」という。）

(協力店の登録)

第3条 協力店として登録を希望する事業者（以下「申請者」という。）は、事業者または店舗ごとに登録申請書（第1号様式）を協議会に提出しなければならない。

- 2 協議会は、前項の申請書の提出があった場合は、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、申請者を協力店として登録するものとする。
- 3 協議会は、前項の規定により申請者を協力店として登録したときは、登録通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。
- 4 協議会は、第2項の規定により登録された協力店と調整し、協力店の名称、所在地、電話番号、その他必要な事項を市の協議会のホームページに掲載することができる。

(登録の拒否)

第4条 協議会は、申請者が次の各号(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営まない者)にあっては、第1号から第3号までを除く。第7条第1項第1号において同じ。)いずれかに該当する者であるときは、登録を拒否するものとする。

- (1) 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を取得していない者
- (2) 宅地建物取引業法第65条第2項に基づく業務停止処分を受けており、当該業務停止の期間に申請を行った者
- (3) 宅地建物取引業法第66条に基づく免許の取消処分を受けた者
- (4) 第7条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者
- (5) 函館市暴力団排除条例(平成26年函館市条例第15号)第2条第1号および第2号に掲げる暴力団および暴力団員
- (6) 法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員に前号の規定に該当する者があるもの
- (7) その他協議会が適当でないと認める者

2 協議会は、前項の規定により登録を拒否したときは、登録拒否通知書(第3号様式)により当該申請者に速やかに通知するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 協力店は、登録申請書に記載した内容に変更が生じたときは、その日から30日以内に、その旨を登録変更届出書(第4号様式)により協議会に届け出なければならない。

(協力店の業務)

第6条 協力店は、相談支援機関から、住宅確保要配慮者が希望する物件について照会を受け、当該物件の情報を提供することができる場合は、相談支援機関と連携して当該物件の情報を当該住宅確保要配慮者に提供するものとする。

2 協力店は、住宅確保要配慮者であることを理由に物件の情報提供を拒否し、または入居等に関し不当な条件を付してはならない。

(登録の取消し)

第7条 協議会は、協力店が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消さなければならない。

- (1) 協力店が第4条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 協力店が前条の規定による業務を行わないとき。
- (3) 協力店が廃業したとき。
- (4) 協力店から登録取消申請書(第5号様式)の提出があったとき。

2 協力店の登録内容に虚偽の事実があったとき、または登録内容に変更が生じたにもかかわらず、その事実を把握してから30日以内に第5条の届出を行わないときは、協力店に訂正の意思がないことを確認した上で、協力店の登録を取り消すことができる。

3 協議会は、前2項のいずれかに該当したときは、その旨を登録取消通知書(第6号様式)により申請者に速やかに通知するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 協力店は、第6条に規定する業務を行う上で、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および関係法令等の規定を遵守するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(秘密の保持)

第9条 協力店において、第6条に規定する業務の従事者または従事者であった者は、当該業務の実施において知り得た情報を第三者に漏らし、または当該業務の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、協力店の登録を取り消した後においても同様とする。

(免責事項)

第10条 協議会は、本制度の活用により締結された、協力店または賃貸住宅の賃貸人と住宅確保要配慮者との契約について、一切の責任を負わないこととする。

(庶務)

第11条 本制度の庶務は、協議会の事務局において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は，令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 協力店の登録の実施に必要な申請その他の準備行為は，この要領の施行の日前においても，行うことができる。



《協力不動産店確認事項》確認した項目に☑を入れてください。

- 「函館市居住支援協議会協力不動産店登録制度実施要領」の内容を確認し、登録を申請します。
- 本制度により契約した取引について、協議会は責任を負うことができないことに同意します。
- 次の者に該当しません。※ 宅地建物取引業を営まない者は(1)～(3)は不問
  - (1) 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を取得していない者
  - (2) 宅地建物取引業法第65条第2項に基づく業務停止処分を受けており、当該業務停止期間中である者
  - (3) 宅地建物取引業法第66条に基づく免許取消処分を受けている者
  - (4) 要領第7条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者
  - (5) 函館市暴力団排除条例第2条第1号および第2号に掲げる暴力団および暴力団員
  - (6) 法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員に(5)の暴力団および暴力団員に該当する者があるもの
- 協力不動産店情報〔登録内容の(\*)項目〕について、協議会のホームページ上で公開されることに同意します。(任意です。必須ではありません。)

《申請書の提出先》

函館市居住支援協議会事務局

〒040-8666 函館市東雲町4番13号 函館市都市建設部住宅課

TEL 0138-21-3385 FAX 0138-27-2340

Email jutakusesaku@city.hakodate.hokkaido.jp

※ 提出方法は、Email, FAX, 郵送いずれでも可

函館市居住支援協議会協力不動産店登録通知書

事業者の住所または所在地

氏名（法人にあっては、名称および代表者名） 様

函館市居住支援協議会

年 月 日付で申請のありました、函館市居住支援協議会協力不動産店登録申請につきましては、下記事項および登録申請書に記載のとおり登録したことから、函館市居住支援協議会協力不動産店登録制度実施要領（以下「要領」という。）第3条第3項の規定により通知します。

1 函館市居住支援協議会協力不動産店登録番号 第 号

2 登録した協力不動産店

商号、名称または氏名	
所在地	

3 登録の条件

- (1) 函館市居住支援協議会協力不動産店の業務は、要領第6条の規定により行うとともに、第8条および第9条に規定する個人情報の保護と秘密の保持について遵守すること。
- (2) 登録の取消しを希望する場合は、要領第7条第1項第4号に規定する登録取消申請書を速やかに提出すること。
- (3) 要領第7条第1項または第2項に該当するに至ったときは、登録を取り消します。
- (4) 次に掲げる事項で変更があったときは、その日から30日以内に要領第5条に規定する登録変更届出書を提出すること。
  - ① 登録申請者の住所または所在地および氏名（法人にあっては、名称および代表者名）
  - ② 登録申請書に記載した協力不動産店の商号、名称、氏名、所在地、宅地建物取引業免許証番号、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス、ホームページアドレス、担当者氏名、営業時間もしくは定休日、対応可能な住宅確保要配慮者の属性または備考の内容
- (5) 函館市居住支援協議会は、協力不動産店または賃貸住宅の賃貸人と住宅確保要配慮者において締結された契約について、一切の責任を負うことができません。

函館市居住支援協議会協力不動産店登録拒否通知書

事業者の住所または所在地

氏名（法人にあつては、名称および代表者名） 様

函館市居住支援協議会

年 月 日付けで申請のありました、函館市居住支援協議会協力不動産店登録申請につきましては、下記のとおり登録しないことに決定したことから、函館市居住支援協議会協力不動産店登録制度要領（以下「要領」という。）第4条第2項の規定により通知します。

記

1 登録申請事業者または店舗

事業者の住所または所在地

氏名（法人にあつては、名称および代表者名）

2 登録しない理由

要領第4条第1項各号のうち、以下事由に該当（○印）するため。

該当	事 由
	(1) 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を取得していない者
	(2) 宅地建物取引業法第65条第2項に基づく業務停止処分を受けており、当該業務停止の期間に申請を行った者
	(3) 宅地建物取引業法第66条に基づく免許取消処分を受けた者
	(4) 要領第7条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者
	(5) 函館市暴力団排除条例第2条第1号および第2号に掲げる暴力団および暴力団員
	(6) 法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員に(5)の暴力団および暴力団員に該当する者があるもの
	(7) その他函館市居住支援協議会が適当でないと認める者 具体的な理由 〔 〕

函館市居住支援協議会協力不動産店登録変更届出書

函館市居住支援協議会 様

(協力不動産店)  
事業者の住所または所在地

氏名（法人にあつては、名称および代表者名）

函館市居住支援協議会協力不動産店（登録番号第 号）に登録した内容において変更が生じたことから、函館市居住支援協議会協力不動産店登録制度要領第5条の規定により登録変更届出書を提出します。

[変更内容] ※該当部分のみ記載

	変更前	変更後
申請者住所または所在地		
申請者氏名(法人にあつては名称および代表者名)		
商号, 名称または氏名		
所在地		
宅地建物取引業免許証番号		
電話番号(*)		
FAX番号(*)		
電子メールアドレス		
ホームページアドレス		
担当者氏名		
営業時間		
定休日		
対応可能な住宅確保要配慮者の属性		
備考		

函館市居住支援協議会協力不動産店登録取消申請書

函館市居住支援協議会 様

(協力不動産店)  
事業者の住所または所在地

氏名（法人にあつては、名称および代表者名）

函館市居住支援協議会協力不動産店の登録の取消しを希望するので、函館市居住支援協議会協力不動産店登録制度要領（以下「要領」という。）第7条第1項第4号の規定により、登録取消申請書を提出します。

なお、登録を取り消した後においても要領第9条の規定に基づき、協力不動産店の業務を通じて知り得た情報を第三者に漏らし、または当該業務の目的以外に使用することがないよう、遵守します。

協力不動産店登録番号	第 号
商号、名称または氏名	
所在地	
登録取消しの理由	

年 月 日

函館市居住支援協議会協力不動産店登録取消通知書

事業者の住所または所在地

氏名（法人にあつては、名称および代表者名） 様

函館市居住支援協議会

年 月 日付け第 号で登録しました、函館市居住支援協議会協力不動産店については、下記のとおり登録を取り消したことから、函館市居住支援協議会協力不動産店登録制度実施要領（以下「要領」という。）第7条第3項の規定により通知します。

記

協力不動産店登録番号	第 号
商号、名称または氏名	
所在地	
登録取消しの理由	

《留意事項》

登録を取り消した後においても要領第9条の規定に基づき、協力不動産店の業務を通じて知り得た情報を第三者に漏らし、または当該業務の目的以外に使用することがないように、遵守願います。